

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和41年5月及び同年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月21日から同年7月1日まで

日本年金機構から連絡があり確認したところ、申立期間は転勤に伴い空白期間が生じたものであることが分かった。継続して勤務していたことは間違いないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和41年7月1日に同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、解散当時の元代表取締役は、入社前の事であるので不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 53 年 1 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 53 年 1 月まで

昭和 47 年 9 月に A 市に転居して間もなく国民年金の付加年金制度を知り、定額保険料と併せて付加保険料の納付を始めた。

年金記録上は、付加保険料の納付が昭和 53 年 2 月からとなっているが、その年の 3 月 27 日には B 市に引っ越ししているため、A 市で最後の一月だけ付加保険料の手続をして納付するとは考えられないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 9 月に A 市に転居して間もなく国民年金の付加年金制度（45 年 10 月から 48 年 12 月までは所得比例制。）を知り、定額保険料と併せて付加保険料の納付を始めたと主張しているが、A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、所得比例に係る記録欄には、付加保険料を示す「比」の印影と共に「加入 53. 2. 7」と記録されており、検認記録欄には、53 年 2 月及び同年 3 月について定額保険料と併せて付加保険料の納付があったことを示す「比」の印影が確認できるものの、申立期間については、当該印影は無く定額保険料の納付のみが確認できる。また、付加保険料は申出の月分からの納付となり遡って納付することはできないことを踏まえると、申立人は同年 2 月に付加保険料納付に関する申出を行い、当該保険料の納付を開始したものと考えられる。

さらに、申立人が A 市で使用していたとみられる年金手帳の「所得比例保険料を納付する者となる申出」の欄には、「昭和 53 年 2 月 7 日 A 市」の印影が確認でき、これは申立人が A 市役所において付加保険料納付に関する申出を行い、年金手帳を提示した際に同市職員により記録されたものと考え

られるところ、当該記録は、前述のA市の記録及びオンライン記録と符合する。

また、原則として、付加保険料は定額保険料と同一の納付書により一括して納付するものであり、定額保険料が納付済みであるのに付加保険料のみが未納となることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。